

お知らせ（選定療養について）

- 選定療養費に関する事項
当院では、選定療養に関して地方厚生局に届けてを行っております。選定療養費は以下のとおりです。
なお、選定療養費は保険給付外となり、全額自己負担となりますのでご了承願います。

（１）特別室

当病院では、個室等をご希望される患者さんに次に掲げる特別の療養環境を用意しております。

	料金（１日）	部 屋 番 号
個 室	14,190円	466号
	12,650円	L D R室
	7,590円	418号
	7,040円	520号
	6,710円	417号・465号・516号・566号・567号
	6,380円	470号
	6,050円	461号・462号・463号・512号・513号・515号・563号・565号
	5,720円	471号・521号
２人室	1,210円	405号
	1,050円	410号・411号・412号・413号・415号・416号・510号・511号・561号・562号
	880円	403号・422号・472号・473号・522号・523号・525号・526号

*料金は課税料金

（２）紹介外初診時負担

当病院では健康保険法の規定に基づき、地域の医院・診療所との機能分担と連携を図るため、他の医療機関からの紹介によらず来院した場合は、紹介外初診時負担額 2,200円（税込み）を初診時にご負担いただいております。

但し、次の患者さんの場合はご負担はありません。

- ① 他の医療機関からの紹介状（定められた様式）を持参した場合
- ② 緊急性が高いと認められる場合
（緊急入院や緊急手術等を要する場合、止むを得ず診療時間外、休日、深夜に来院した場合）
- ③ 国の法律等に基づく公費負担医療制度の受給対象者の場合
- ④ 県単独医療費助成事業の受給対象者の場合
- ⑤ エイズ拠点病院を受診されるH I V感染者の場合
- ⑥ 小児科における同一月内の２回目以降の初診の場合
- ⑦ 該当病院の所在する市町村内に、特定診療科がない場合における当該診療科の初診の場合
- ⑧ 自施設の他の診療科から院内紹介されて受診する場合
- ⑨ 災害により被害を受けた患者の場合
- ⑩ 労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の患者の場合

（３）長期特定入院料

健康保険法の規定に基づき、入院期間が180日を超えて入院している患者さん（難病等で入院されている方等は除く。）で180日以降、引続き入院される場合は、長期特定入院料として次の料金をご負担いただくことになります。

	料金
課 税	2,410円
非課税	2,190円

（４）規定回数を超えて受けた診療

診療の名称	料 金
α-フェトプロテイン（AFP）精密測定	1,080円
癌胎児性抗原（CEA）精密測定	1,090円
脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）	2,700円
廃用症候群リハビリテーション料（Ⅰ）	1,980円
運動器リハビリテーション料（Ⅰ）	2,040円
呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）	1,930円
精神科ショート・ケア	3,030円

令和 7 年 6 月 1 日
岩手県立大船渡病院長